

令和6年4月
石岡商業高校保健室



入学・進級おめでとうございます！

〈健康診断日程〉

検 診	日 付	時 間	授 業	対 象	場 所
聴 力 検 査	4月26日(金)	14:20～	6校時	1学年	保健室
	4月19日(金)			3学年	
内 科 検 診	4月22日(月)	13:25～	5・6校時	1学年	保健室
	4月23日(火)	13:30～		2学年	
	5月8日(水)	8:50～	1・2校時	3学年	
心 臓 検 診	5月27日(月)	9:00～	1・2校時	1学年	大会議室・視聴覚室
尿検査(第1回)	4月25日(木)	～8:50	始業前	全学年	教室(保健委員が回収)→保健室
尿検査(第2回)	5月 9日(木)				保健室
身 体 測 定 (身長・体重・視力)	5月15日(水)	各1時間程度		学年ごとに実施(後ほど連絡します)	大会議室
	5月16日(木)				
	5月17日(金)				
歯 科 検 診	5月23日(木)	1校時～		全学年	大会議室
色 覚 検 査	希望者を対象に保健室で実施します。希望者は保健室または担任まで知らせてください。				

○自分の学年の実施日を確認して、できるだけ欠席しないようにしてください。それぞれの検診の詳細については、検診前に各教室に掲示します。

○健康診断(方法、服装など)について聞きたいことや不安なことがある人は、保健室または担任へ早めに相談してください。

〈結果の通知について〉

健康診断の結果、異常が発見されたり、疑いのあった人には「結果のお知らせ」を渡します。お知らせが届いたら、早めに専門医を受診し、正しい治療や指導を受けるようにしてください。また、「結果のお知らせ」が届かない場合は、異常なしとなります。日頃から健康の保持増進に努めてください。

※歯科検診・視力検査の結果については全員に配付します。

〈健康診断の目的〉

- ① 自分の体を知る
自分の体の成長や健康状況を知ることができます。
- ② 病気の早期発見
具合の良くないところの早期発見・早期治療・悪化防止が行えます。
- ③ 健康を意識する
普段から自分の体について考えることは、健康維持に欠かせません。健康診断を受けることは、自分の体に興味を持つきっかけになります。
- 
- An illustration of a female doctor with brown hair tied back, wearing a white lab coat and a blue surgical mask. She is using a dental mirror to examine the back of a young boy's mouth. The boy has black hair and is wearing a white shirt and blue pants, sitting on a green dental chair. The background is plain white.



〈スポーツ振興センター災害共済給付制度〉

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下（授業や部活動、学校行事、登下校など）で起こったけがや疾病に対して、医療費や障害見舞金等の給付を行うものです。対象となるけがをしたときは、書類を渡しますので、保健室または担任まで早めに申し出てください。

【給付対象】

- ・初診から治療までの医療費総額が5000円以上（3割自己負担で1500円以上）
- ・給付金はセンターで審査を経て給付されます。審査が通らない場合もあります。

【給付金額】

- ・自己負担額3割+医療費総額の1割



〈保健室利用について〉

○授業中に利用する場合には、『保健室利用カード』が必要です。
友達に伝えるのではなく、授業担当の先生にサインをもらってから
来てください。カードは職員室にあります。

※休み時間中の利用やけが、緊急時にカードは必要ありません。

○利用は原則1時間までです。

○内服薬は置いてありません。

○保健室で行う応急手当は、学校で怪我をしたときの初回のみです。

継続手当が必要な場合は受診をお勧めします。

○保健室内ではスマートフォンの使用や飲食は原則禁止です。



〈感染症による出席停止〉

学校保健安全法で定められた感染症にかかった場合、出席停止となります。医療機関で「学校感染症」と診断されたら、必ず担任に連絡をお願いします。登校が可能になってから治癒報告書・出席停止届を渡しますので、保護者記入の上、担任に提出してください。

★主な感染症と出席停止期間★

(1) インフルエンザ

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

(2) 新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

※「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

※発症の翌日を1日目と数えます。

▼インフルエンザの出席停止期間の例

